

古河第一中学校の部活動に関わる活動方針

令和5年4月
古河市立古河第一中学校

1 適切な休養を確保するための活動時間管理の徹底

(1) 適切な休養日等の設定

- 学期中は、週当たり2日以上を休養日とする。
 - ・月曜日は完全休養日とする。(祝日と日課変更は除く)
 - ・土曜日及び日曜日は、いずれか1日以上を休養日とする。
 - ・土曜日・日曜日ともに活動しなければならない場合は、事前に校長の許可及び保護者の承諾を得て行う。また、活動を行った場合は、違う週の土日で振替をする。
 - ・休養日について、月の活動計画表に予め示し、事前に生徒と保護者に周知する。
- 長期休業中における休養日の設定は、学期中に準じた取扱いとする。
- 学校閉庁日は、原則、活動を行わない。
※特別に実施する場合は、校長の許可並びに保護者の承諾を得て行う。
- 定期テストの直前3日間は、原則として休部とする。
- 1日の活動時間は、平日は2時間、休業日(学期中の週末を含む)は3時間とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- 部活動顧問会議等で適宜、検討を行う。
- 茨城県部活動規約に準じ活動を行う。

(2) 学校単位で参加する大会等の見直し

- 生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。
- 参加する大会は、2ヶ月当たり1大会程度、年間6大会程度を目安とする。
※総合体育大会、県新人大会は含まない。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 望ましい運営体制の構築

- 部活動顧問は、年間の活動計画(平日及び休日における活動日、休養日及び参加を予定する大会等)、並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成しHPに掲載する。
- 校長は、「学校の部活動に係る活動方針」及びそれぞれの部活動の「活動計画」を生徒及び保護者へ通知する。
- 校長は、定期的に「部活動運営委員会(顧問会議等)」を開催する。

(2) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- 部活動は、全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部活動顧問の指導に関わる業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく。

(3) 方針・計画・実績の公表と検証

- 茨城県部活動規約に準じ、活動を行う。
- 活動計画は、学校 HP で公表する。実績の公表や検証も適宜行う。

3 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

- 部活動は、生徒の健全な発達を促進するために行う。地域の実態や活動用具等、環境や生徒や保護者のニーズに合わせて連携しながら活動する。
- 生徒や保護者と連携をしながら部活動運営を行っていく。

(2) 地域移行の推進

- 茨城県部活動方針に合わせて、部活動の地域移行化を進めていく。

4 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築

(1) 働き方改革の推進

- 各部活動や学校として、部活動顧問会議を活用し、令和5年4月1日から取組を行う。

(2) 大会運営や役員業務の見直し等

- 各専門競技委員会と連携を取り、大会数や役員業務の見直しを適宜行っていく。